

明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI) セミナー (2012年6月10日)

パブリシティ権を巡る諸問題 パンク・レディー判決を契機に

「開会の辞」

中山信弘 明治大学研究・知財戦略機構特任教授

本日は明治大学知的財産法政策研究所のセミナーにご参加頂き、誠に有難うございます。

パブリシティに関しては、法律の規定がある訳ではありませんが、かなり以前から判例や学説において議論の的となっておりましたが、今回パンク・レディー事件の最高裁判決が出され、実務的にはかなり明らかになって参りました。

私が1978年にドイツ留学から帰国した時には、世の中はパンク・レディー一色なのは驚きました。そして今回、この最高裁判決により、知的財産の世界では、パンク・レディー旋風の再来の感があります。既に各所において、セミナーやシンポジウムが開催されてはおりますが、明治大学知的財産法政策研究所におきましても、学会や実務界から、現在考えられる最高の講師陣を揃え、セミナーを開催する運びとなりました。

判決というものは、ある具体的な事案を解決するものであり、それはそれで一つの解決を導いておりますが、その背後には、法理論的な問題の他に、判決の射程、今後の展開等々の様々な問題が潜んでおり、議論は尽きません。

本件判決の結論はパンク・レディー側の負けでしたが、最高裁判決により、「人の氏名、肖像等は、個人的人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有する」と述べており、一般論としてパブリシティ権は、人格権に由来するものとして保護されることは明らかにされました。しかし先ほど述べましたように、残された理論的な問題、実務上の問題もたくさんあります。

たとえば、最高裁判決では、パブリシティ権は人格権に由来する権利であると述べておりますが、これが財としてのパブリシティにどのような影響を与えるのか。そうなるとすぐにパブリシティ権の譲渡や相続はどうなるのか、という問題が出てまいります。極端な例としては、氏名につき代々続いている関取の醜名、歌舞伎役者の芸名の場合はどうなるのか、等々の問題を挙げることができます。判決では、人格権に由来する、と一言述べられているだけで、今後の理論的な解明が待たれるところです。

あるいは最高裁判決はパブリシティ権侵害とされる類型として一応3つを挙げておりま

すが、これでよいのか、またその具体的適用はどうなるのか、特にグラビア的な利用をどのように考えるのか、ということも問題となるでしょう。あるいは著作権法や、商標法や不正競争防止法との関係がでてくるかもしれません。またパブリシティ権と肖像権の関係も微妙です。一応、著名な者はパブリシティ権を、無名な者は肖像権を有するといわれて降りますが、その境界は明らかではありません。ある無名な者が広告によって一躍有名になるということも珍しくありません。今は亡き私の恩師は、学者の中にもパブリシティ権教授と肖像権教授がいる、とっておりましたが、今日の講師陣の顔を無断で広告に利用したら、どちらで訴えたらよろしいのでしょうか。

たまた当然のことではありますが、パブリシティの問題は表現の自由という大きな問題にも関係があります。キーホルダーのようなグッズ販売では余り問題にならないかも知れませんが、本の中での氏名や肖像の利用は、特に表現の自由との絡みが大きく、それは単なる個人の利害関係を超えた、極めて重大な憲法上の問題となります。特に著名人の伝記を書く場合等には大きな問題となります。

今日は、これらの問題の全てを論ずる違はありませんが、パブリシティについては一言ある報告者ばかりを揃えましたので、どうぞ最後まで十分に好奇心を満足させていただきたいと思います。